

児童労働禁止に関する基本方針

1. 目的

当社は、持続可能で公正な社会の実現に貢献するため、人権を尊重し、いかなる形態の児童労働も容認しないことをここに宣言します。本方針は、当社のすべての事業活動において、子どもたちの権利が保護されることを目的とします。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員を含む）に適用されます。また、当社のサプライチェーンを構成するすべてのビジネスパートナー（取引先、委託先等）に対しても、本方針への理解と協力を求めます。

3. 行動指針

最低就業年齢の遵守：国際労働機関（ILO）条約および事業を展開する国・地域の法令が定める最低就業年齢に満たない者を雇用しません。原則として、15歳未満、または義務教育を終了する年齢のいずれか高い方未満の労働を禁止します。

若年労働者の保護：法定の最低就業年齢を満たしている場合であっても、18歳未満の若年労働者に対しては、夜間労働、過度な残業、その他健康や安全、道徳性を損なう可能性のある危険有害労働に従事させません。

年齢確認の徹底：採用・雇用の際には、公的な身分証明書等を用いて厳格な年齢確認を実施し、児童労働の発生を未然に防止します。

サプライチェーンへの働きかけ：取引先における児童労働の有無に注意を払い、万が一児童労働が発覚した場合は、速やかに是正を求め、改善されない場合は取引の見直しを含めた厳格な対応を行います。

4. 救済と是正措置

万が一、当社において児童労働が発覚した場合は、直ちに当該児童の就労を停止させ、その健康と安全を最優先に保護します。また、該当する児童が教育を受けられるよう、適切な救済および支援措置（補償や就学支援など）を関係機関と連携して講じます。

5. 通報窓口の設置と不利益処分の禁止

本方針に違反する行為、またはその疑いがある行為を発見した際、従業員や外部のステークホルダーが匿名で相談・通報できる窓口を設置します。また、通報を行った者が、そのことを理由に不利益な扱いを受けることがないよう、秘密厳守と通報者保護を徹底します。

制定日：2026年9月1日

三星グループ
代表取締役社長 岩田 真吾